



配食サービスについて

在宅のひとり暮らしの高齢者等が地域において自立した生活を継続できるよう、栄養バランスのとれた給食を提供することにより、高齢者の低栄養状態の予防・改善を図るとともに当該高齢者の安否確認を行うことで、在宅生活の維持を目的とする。

★令和8年4月1日より配食サービス対象者を要介護者まで拡充します。

配食サービスの概要については以下のとおりとなっております。

- 一日一回の配食
- 対象の方は最大週6日利用可能
- 配食実施可能日 月曜～日曜（ただし休みは配食事業所の店休日による）

申請時の提出物	一般	総合・支援・介護
配食サービス利用申請書	○	○
配食サービス事業利用基準表	○	○
簡易栄養状態評価表（MNA） ※スクリーニングのみ	○	○
ケアプラン（後日提出でも可）	×	○

※申請書等は配食開始日の原則2週間前までに提出をお願いします。

※様式は市のホームページに掲載していますので、ご利用ください。